

社会福祉法人城端敬寿会 定 款

(平成 13 年 6 月 28 日告示)

平成 14 年 6 月 10 日一部変更
平成 15 年 6 月 2 日一部変更
平成 15 年 8 月 11 日一部変更
平成 16 年 10 月 20 日一部変更
平成 18 年 11 月 20 日一部変更
平成 20 年 11 月 26 日一部変更
平成 25 年 3 月 27 日一部改正
平成 26 年 5 月 28 日一部改正
平成 28 年 12 月 26 日一部改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 1 種社会福祉事業

軽費老人ホームの経営

(2) 第 2 種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 介護老人保健施設の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人城端敬寿会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を富山県南砺市理休270番地に置く。

第2章 役員および職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名

(2) 監事2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は第5条に定める定員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第7条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第8条 役員の報酬について勤務実態に即して支給する場合がある。ただし、役員の地位にあることのみによって支給しない。

2 役員には費用弁償として1日当たり5千円を支給することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める。

(理事会)

第9条 すべての理事をもって組織する理事会によって、次の職務を行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の業務執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

6 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

7 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録をもって、同意の意思を表示したとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

8 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。

10 理事会の議事については議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、議事録に署名する。

(理事長の職務の代理)

第10条 (削除)

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的又は必要があると認めるときは監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び南砺市長に報告するものとする。

3 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、法人の業務及び財産の調査をすることができる。

4 監事は、前項に定めるほか、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(役員の解任)

第11条の2 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(職員)

第12条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の決議を経て任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、9名を置き、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

3 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

5 評議員会に議長を置く。

6 議長は、その都度評議員の互選で定める。

7 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の決議に加わることができない。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

9 評議員会の決議は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

11 理事又は監事を選任するに際しては、各候補者ごとに第9項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成

を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

1 2 第8項及び第9項の規定にかかるわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

1 3 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名する。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

(1)理事及び監事の選任又は解任

(2)理事及び監事の報酬の額

(3)理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5)定款の変更

(6)残余財産の処分

(7)基本財産の処分

(8)社会福祉充実計画の承認

(9)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員の資格等)

第15条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者とする。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の選任及び解任)

第16条の2 この法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、監事1名、職員1名、外部委員2名の合計4名で構成する、

3 選任する評議員候補者の推薦及び解任の提案は理事会が行う。

4 理事会は、選任する評議員候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を説明しなければならない。

5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上の賛成を要する。

6 その他評議員選定委員会の運営については、理事会において定める。

(評議員の報酬等)

第16条の3 評議員の報酬は勤務実態に即して支給する場合がある。ただし、その地位にあることのみによって支給しない。

2 評議員には費用弁償として1日当たり5千円を支給することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第17条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 預 金 20,000,000 円

(2) 南砺市理休272番地、270番地、271番地、273番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 軽費老人ホームケアハウス城端うらら 1棟 (4,159.30 平方メートル)

(3) 南砺市理休274番地、273番地、275番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 介護老人保健施設城端うらら 1棟 (3,335.63 平方メートル)

(4) 附属建物 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

車 庫 1棟 (124.60 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第26条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第18条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、南砺市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、南砺市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 福祉医療機構と協調融資（福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（強調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第19条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第20条 削除

(事業計画及び収支予算)

第21条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該年度会計が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第22条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後理事長において次の書類を作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類について、定時評議員会の承認を受ける際は、理事会承認の日から2週間以上の備え置きをしなければならない。また、第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第23条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第24条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第25条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第26条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、指定居宅介護支援事業を行う。

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益が出た場合の処分)

第27条 前項の規定によって行う事業から剩余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第28条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議委員会

の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第30条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、南砺市長の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第31条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、南砺市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を南砺市長に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第32条 この法人の公告は、社会福祉法人城端敬寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第33条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。 ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員の選任を行うものとする。

理事長 松田嘉之、 理事 矢野恵三、 理事 小林光俊、
理事 松智彦、 理事 荒木平信、 理事 細川弘志
監事 角谷庄司、 監事 前田弥壽夫

附 則

この定款は、富山県知事の認可のあった日より施行する。

附 則

この定款は、富山県知事の認可のあった、平成15年9月1日より施行する。

附 則

この定款は、富山県知事の認可のあった、平成16年11月1日より施行する。

附 則

この定款は、富山県知事の認可のあった、平成18年10月1日より施行する。

附 則

この定款は、平成20年12月1日より施行する。

附 則

この定款は、平成25年4月1日より施行する。ただし、第31条各項の規定による定款の変更認可申請及び定款の変更届け出について、平成25年3月31日以前に申請または届け出された場合は、富山県知事が受理し、認可を行う。

附 則

この定款は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年 4月 1日より施行する。